

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	国民健康保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝霞市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県朝霞市長

公表日

令和6年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	転入・転出及び他の健康保険の加入・脱退に伴い、国民健康保険の資格管理を行うとともに、被保険者証の発行・回収を行う。 被保険者が医療機関を受診した場合、医療費の給付を行う。 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事
③システムの名称	国保資格管理システム、国保滞納対策システム、前期高齢者管理システム、国保給付システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア、国保総合システムおよび国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
資格管理ファイル、資格状況履歴ファイル、前期高齢者管理ファイル、給付管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番30 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (情報提供の根拠) 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120 (情報照会の根拠) 項番42、43、44 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) 第25条、第25条の2、第26条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども・健康部 保険年金課 国民健康保険係
②所属長の役職名	こども・健康部保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	朝霞市 市長公室 市政情報課 市政情報係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話048-463-1759
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	朝霞市 こども・健康部 保険年金課 国民健康保険係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話048-463-0283

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成26年10月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない
平成28年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成26年10月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない
平成28年8月2日	公表日	平成27年3月26日時点	平成28年8月2日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない
平成29年4月1日	公表日	平成27年8月2日	平成29年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	国民健康保険の被保険者として資格を取得した場合、また、資格状況を変更した場合に被保険者証を発送するとともに、被保険者が他の保険に加入した等の場合は、国民健康保険の資格喪失するための事務を行う。70歳以上(前期高齢者)の被保険者の一部負担金割合が所得又は収入に応じて異なるため、その負担金割合を提示する高齢受給者証を作成及び発送する。また、高額医療に対する限度額認定証、標準負担額減額認定証は申請により交付する。これらの資格及び前期高齢者情報の管理を行うとともに、資格情報に基づき、被保険者の疾病、傷病、出産又は葬祭に対して給付を行うために、その給付情報の管理を行う。	転入・転出及び他の健康保険の加入・脱退に伴い、国民健康保険の資格管理を行うとともに、被保険者証の発行・回収を行う。被保険者が医療機関を受診した場合、医療費の給付を行う。また、70歳以上の被保険者に対しての高齢受給者証、高額医療の限度額認定証、標準負担額減額認定証を作成し交付する。この他、国民健康保険の資格及び前期高齢者情報の管理を行うとともに、被保険者の疾病、傷病、出産又は第三者求償行為等に対して行う給付情報の管理等を行う。	事後	事務の概要の見直しによる修正
平成29年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第30項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条1号、2号、3号及び4号	番号法第9条第1項 別表第一 項番30 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	事後	法令等の見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 1項、2項、3項、4項、5項、12項、17項、22項、26項、27項、30項、33項、39項、42項、43項、58項、62項、80項、87項、88項、93項、97項、106項及び109項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条1号、第2条2号、3号イ及び5号イ、第3条2号、3号イ及び5号イ、第5条2号、3号及び6号、第19条1号イ、2号、3号、4号及び5号、第25条1号、2号、3号、4号、5号、8号、9号、10号、11号、12号、14号、15号及び16号、第33条1号、第43条3号イ、第44条1号イ、2号、3号、4号及び5号、第46条1号、2号、3号、4号、6号及び7号	番号法第19条第7号 別表第二 (情報提供の根拠) 項番1、2、3、5、22、26、27、42、62、80、87、93、97、109 (情報照会の根拠) 項番42、43、44 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第5条、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2 (情報照会の根拠) 第25条、第25条の2、第26条	事後	法令の見直しによる修正
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成30年4月1日	公表日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	健康づくり部 保険年金課 国民健康保険係	こども・健康部 保険年金課 国民健康保険係	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	朝霞市 健康づくり部 保険年金課 国民健康保険係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話048-463-0283	朝霞市 こども・健康部 保険年金課 国民健康保険係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話048-463-0283	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	公表日	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	IVリスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課 神頭 勇	こども・健康部参事兼保険年金課長	事後	評価書の項目変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和2年4月1日	公表日	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和2年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>転入・転出及び他の健康保険の加入・脱退に伴い、国民健康保険の資格管理を行うとともに、被保険者証の発行・回収を行う。</p> <p>被保険者が医療機関を受診した場合、医療費の給付を行う。</p> <p>また、70歳以上の被保険者に対しての高齢受給者証、高額医療の限度額認定証、標準負担額減額認定証を作成し交付する。</p> <p>この他、国民健康保険の資格及び前期高齢者情報の管理を行うとともに、被保険者の疾病、傷病、出産又は第三者求償行為等に対して行う給付情報の管理等を行う。</p>	<p>転入・転出及び他の健康保険の加入・脱退に伴い、国民健康保険の資格管理を行うとともに、被保険者証の発行・回収を行う。</p> <p>被保険者が医療機関を受診した場合、医療費の給付を行う。</p> <p>また、70歳以上の被保険者に対しての高齢受給者証、高額医療の限度額認定証、標準負担額減額認定証を作成し交付する。</p> <p>オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務を行う。</p> <p>この他、国民健康保険の資格及び前期高齢者情報の管理を行うとともに、被保険者の疾病、傷病、出産又は第三者求償行為等に対して行う給付情報の管理等を行う。</p>	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	国保資格管理システム、国保滞納対策システム、前期高齢者管理システム、国保給付システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア	国保資格管理システム、国保滞納対策システム、前期高齢者管理システム、国保給付システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア、国保総合システムおよび国保情報集約システム	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和2年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番30 番号法別表第一の主務省令で定める命令 第24条	番号法第9条第1項 別表第一 項番30 番号法別表第一の主務省令で定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和2年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第二 (情報提供の根拠) 項番1、2、3、5、22、26、27、42、62、80、87、93、97、109 (情報照会の根拠) 項番42、43、44 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第5条、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2 (情報照会の根拠) 第25条、第25条の2、第26条	番号法第19条第7号 別表第二 (情報提供の根拠) 項番1、2、3、5、22、26、27、42、62、80、87、93、97、109 (情報照会の根拠) 項番42、43、44 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第5条、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2 (情報照会の根拠) 第25条、第25条の2、第26条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども・健康部参事兼保険年金課長	こども・健康部保険年金課長	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携④法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号 別表第二 （情報提供の根拠） 項番1、2、3、5、22、26、27、42、62、80、87、93、97、109 （情報照会の根拠） 項番42、43、44 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠） 第1条、第2条、第3条、第5条、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2 （情報照会の根拠） 第25条、第25条の2、第26条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>番号法第19条第7号 別表第二 （情報提供の根拠） 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120 （情報照会の根拠） 項番42、43、44 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠） 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 （情報照会の根拠） 第25条、第25条の2、第26条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年4月1日	公表日	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年9月1日	公表日	令和3年4月1日	令和3年9月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号 別表第二 (情報提供の根拠) 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120 (情報照会の根拠) 項番42、43、44 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) 第25条、第25条の2、第26条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>番号法第19条第8号 別表第二 (情報提供の根拠) 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120 (情報照会の根拠) 項番42、43、44 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) 第25条、第25条の2、第26条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年4月1日	公表日	令和3年9月1日	令和4年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和5年4月1日	公表日	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和6年4月1日	公表日	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携④法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 別表第二 （情報提供の根拠） 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120 （情報照会の根拠） 項番42、43、44 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠） 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 （情報照会の根拠） 第25条、第25条の2、第26条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>番号法第19条第8号 別表第二 （情報提供の根拠） 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120 （情報照会の根拠） 項番42、43、44 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠） 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条の2、第22条の2、第24条の2、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 （情報照会の根拠） 第25条、第25条の2、第26条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>		
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。